

パソコン等廃棄物処理業務委託の見積合わせを実施

市の行政事務用等に使用していたパソコンなどで、使用できなくなった機材を廃棄処分するため、廃棄物処理業務委託の見積合わせを実施します。委託内容は、市のホームページに掲載していますのでご覧いただくか、本庁・情報政策課へお問い合わせください。

※詳細は本庁・情報政策課(内線1352)へお尋ねください。

政治活動用事務所の看板には 証票が必要

天草市長・市議会議員に係る政治活動のために使用する事務所に、公職の候補者等(現職、立候補予定者)または後援団体の名称・氏名などを記載した立札・看板類を掲示するには、市選挙管理委員会が発行する証票の貼付が必要です。

▼**交付申請** 公職の候補者等、または後援団体のいずれも証票交付申請書の提出

が必要です(後援団体の場合は、設立届が県選挙管理委員会に受理されていること)。

▼**交付枚数** ①公職の候補者等：6枚以内 ②後援団体：6枚以内。

▼**立札・看板の大きさ** ①150cm×40cm以内(足の部分も含む)。

▼**注意事項** ①1事務所に付き2枚まで掲示可(事務所以外への掲示は不可) ②立札や看板の両面を使用する場合は、両面ともに証票が必要。

※申請方法などの詳細は、本庁・選挙管理委員会事務局(内線1162)へ。

市が使用する封筒の 広告取扱者を募集

市では、自主財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、広告掲載事業に取り組んでいます。

その一つとして、市が使用する封筒への広告掲載を実施しています。今回、民間事業者などの広告を取り扱い、そ

の広告を掲載した封筒を市に提供いただける広告取扱者(広告代理店を営む人など)を募集します。

▼**封筒の種類** 市が使用する共通封筒、窓口封筒と納税通知書送付用窓あき封筒。

▼**応募資格** 市内に事業所があり、市税を完納していること。

▼**申込期限** 12月26日(水)。

▼**申込方法** 本庁・財政課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同課へ提出してください。申込用紙は市のホームページからも取得できます。

▼**説明会** 12月19日(土)午後1時から、本庁3階・第3会議室。

※詳細は本庁・財政課(内線1364)へお尋ねを。

市の施設の 指定管理者を募集

市では、民間の専門性やノウハウを活用し、住民サービスの向上を図るため、次の施設の「指定管理者」を募集します。

▼**対象施設** ①天草ブルーガイ

島原・天草・長島架橋構想、九州西岸軸構想推進講演会

島原・天草・長島架橋建設促進協議会と(社)九州経済連合会では、島原・天草・長島架橋(三県架橋)構想と九州西岸軸構想のいっそうの推進を図るため、三県関係機関・団体、地元関係者が一堂に会し、構想の意義や効果、必要性を広くアピールするための講演会を開催します。どなたでも参加できます。

■**と き** = 12月22日(土)午後1時20分から同3時15分(予定)まで。

■**と ころ** = 牛深総合センター大ホール。

■**内 容** = ●三県架橋構想絵画コンテスト表彰式 ●地元代表者による意見発表 ●講演会(講師…田中浩二氏〔九州旅客鉄道(株)相談役]) ●同コンテスト入賞作品展示(予定)。

※オープニング「牛深ハイヤ踊り」

【問い合わせ先】 本庁・企画課(内線1316)

献血にご協力ください

■**持参品** = 献血カード(献血手帳)または身分証明書。
※いずれも400ml献血のみとなります。

期 日	時 間	場 所
12/17(月)	14:00~16:00	有明保健センター
12/18(火)	9:00~11:30	五和漁村センター(二江)
	13:00~16:00	天草セントラル病院(御領)
12/19(水)	9:00~11:30	市役所五和支所
	12:30~15:30	

【問い合わせ先】 天草中央保健福祉センター ☎243737

『成人式』を開催します!

市では、平成4年4月2日から同5年4月1日までに生まれた人を対象に、成人式を開催します。多くの皆さんのご出席をお待ちしています。
※希望する地区に出席できます。



地区名	開催日	開始時間	場 所	申し込み・問い合わせ先
本 渡	平成25年 1月3日 (土)	11:00	天草市民センター	本庁(別館)・社会教育課 ☎231111
有 明		10:00	有明町民センター	
倉 岳		10:00	倉岳多目的研修集会施設	教育委員会事務局東部分室 ☎531111
栖 本		14:00	栖本福社会館	
天 草	1月4日 (金)	11:00	高浜公民館	教育委員会事務局南部分室 ☎732111
河 浦		10:00	一町田公民館	
御所浦		11:00	御所浦島開発総合センター	教育総務課御所浦教育総務係 ☎672111
新 和		10:00	新和町民センター	
五 和		10:30	五和町コミュニティセンター	

※牛深地区は8月16日に開催済みです。

小型特殊自動車は申告が必要です

農耕トラクターなどの「農耕作業用」、フォークリフトなどの「その他」に分類される小型特殊自動車は、公道を走る走らないにかかわらず、申告をして軽自動車税を納める必要があります。下

表に該当する車両を所有している人(法人)は、本庁・市民課または牛深支所・総務振興課、その他の支所担当課で申告をして、緑色のナンバープレートを付けてください。

◆**小型特殊自動車の規格と主な車種**

区 分	規 格		主な車種	年税額
農 耕 作業用	最高速度	35km/h未満	農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車。※いずれも乗用装置付のもの。	1,600円
そ の 他	長さ	4.7m以下	フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレイカ、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣が指定する構造のカタピラを有する自動車や特殊な構造を有する自動車など	4,700円
	幅	1.7m以下		
	高さ	2.8m以下		
	最高速度	15km/h未満		

※上記規格以外のものは大型特殊自動車となり、固定資産税の課税対象として取り扱われます。

小型特殊自動車に対する軽自動車税の課税制度は、地方税法、道路運送車両法、市税条例などに定められています。

【問い合わせ先】 本庁・市民税課(内線1142)